

意見書案第25号



介護保険の要支援1・要支援2を保険給付の対象から外さないことを求める意見書


上記、議案書を別紙のとおり提出します

平成25年9月24日

栗東市議会

議長 藤田 啓仁 様

提出者 栗東市議会議員

太田 浩美 

賛成者 栗東市議会議員

久西 時子 

介護保険の要支援1・要支援2を保険給付の対象から外さないことを求める意見書（案）

8月5日、政府の社会保障制度改革国民会議は、社会保障「改革」についての最終報告書をまとめ安倍首相に提出しました。報告書は、「自助」を社会保障の基本にする「自己責任」を原則にすることを打ち出し、全国一律の運営基準の保険制度から、地方自治体の裁量にし、国と地方の社会保障費を大幅に抑え込むものとなっています。

このなかで、介護保険の要支援1と要支援2を保険給付の対象から外し、地方自治体と利用者に負担を転嫁するものになっています。現在一人で暮らしている高齢者や老老介護の場合、掃除や買い物などの訪問介護や通所サービスを利用しているが、これが保険給付から外されるとなれば、1割負担で済まなくなり、高負担になることは必至です。

また、要支援1、要支援2には、初期の認知症の方もあり、専門的な知識をもったヘルパーの助言や援助で在宅介護が可能になっており、保険給付から外されれば重症化してしまいます。厚労省も「オレンジプラン」で認知症の早期発見・早期ケアをうたっており、デイサービスは重度化予防に効果があるといっています。

よって、介護保険の要支援1、要支援2を保険対象から外さないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年9月25日

栗東市議会議長 藤田 啓仁

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣